

## さいたま家庭裁判所委員会議事要録（第27回）

### 1 日 時

平成25年11月5日（火） 午後1時30分から午後3時30分

### 2 場 所

さいたま家庭裁判所大会議室（C棟5階）

### 3 出席者（委員長を含め委員12名，説明者等10名）

委員長	井 上 哲 男
委 員	稲 野 幸 子
同	大 澤 一 司
同	大 谷 富 夫
同	幸 島 聡
同	齋 藤 大 巳
同	澤 崎 俊 之
同	関 根 正 昌
同	船 津 貞 子
同	山 岡 創
同	山 下 美佐子
同	山 田 和 則

[欠席者 井原徹太委員，中川深雪委員]

説明者	佐 藤 千 裕（さいたま家庭裁判所首席家庭裁判所調査官）
同	吉 山 博 仁（さいたま家庭裁判所家事首席書記官）
同	高 瀬 和 久（同 少年首席書記官）
同	高 橋 直 人（同 次席家庭裁判所調査官）
同	須 栗 克 史（同 主任家庭裁判所調査官）
事務局	吉 井 良 一（さいたま家庭裁判所事務局長）
同	中 儀 昌 宏（同 事務局次長）
同	橋 爪 智 子（同 総務課長）
同	荒 川 岳 央（同 総務課課長補佐）
同	神 田 真 美（同 総務課庶務係長）

### 4 議事概要

- 開会宣言
- 新任委員自己紹介（齋藤委員，関根委員，船津委員，山下委員）

□ テーマの協議等

(◎は外部委員の説明者，●は裁判所委員，○は外部委員の発言内容)

ア 委員より発表「埼玉大学BBS会について」

□ 委員より「埼玉大学BBS会について」発表

- ◎ 「BBS」は、「Big Brothers and Sisters Movement」の略。戦後まもなく経済的に困窮していた少年たちのために京都で立ち上がった。その後全国的な組織となり、地域ごとに地区会が活動している。現在は法務省の管轄である保護司、更生保護婦人会、女性会の方たちと協力する団体の一つである。

「埼玉大学BBS会」は、阪神淡路大震災後ボランティア熱の高まっていた1996（平成8）年2月に発足し、17年から18年目を迎えた。現在の会員は36名である。

- ◎ BBS活動には、「ともだち活動」、「非行防止活動」、「自己研さん活動」の三本柱がある。

「ともだち活動」は、BBS活動の他の活動にはない活動である。保護観察処分を受けて、保護司や保護観察官のもとで指導を受けている中で、同世代ないし世代の近い人たちがお兄さん、お姉さんとして関わる、あるいは進学希望の人の勉強を見たりする活動であり、1対1の活動のほか、グループワーク活動（フットサル大会、スポーツレクリエーション、そば打ち、ボウリング、ケーキ作り等）がある。

「非行防止活動」は、遊びボランティアとして、児童養護施設や外で遊んだり、最近では、夜間に歩いてスカイツリーまで往復するイベントを行った。また、活動当初から蕨市の児童館と連携し、夏祭りやイベントの手伝いがある。

「自己研さん活動」は、いわゆる「研修」であり、BBS活動内での新人研修や、他のBBS団体での研修会に参加して学び、勉強だけでなく、学生同士の交流の場となっている。

- ◎ 定例会では、昼休みに活動の報告や、今後の活動の紹介などを行っている。月一、二回は夜に比較的時間を取って行っている。また、総会では、保護司や更生保護女性会の方を招いている。

- ◎ 学生が、BBS会に入った動機は、「心理」に関わる活動であるからとか、活動内容に「少年院訪問」などの記載があることから、他とは違いそうだとか、子供たちと触れ合いたい、更生保護に関わる仕事に興味があるから、などが挙げられた。

活動を続けている理由は、児童養護施設の子供たちとの関係を続けていきたいから、会の雰囲気が高く、活動できる範囲でできれば良いとされていること、グループワークなどで県外の他地区の会員と触れ合える機会があること、自分たち

で企画を立て、それを実行することが楽しいと思っていること等が挙げられている。

- ◎ 現会長は、「関東地方の多くの学生会員とふれ合えた機会が今日のBBS活動への取り組みにつながっている。学生としてできることの可能性を互いに共有し、悩み、考えることができる『仲間』の存在があるということがイキイキとした活動の原動力である。また、今年度の活動テーマである『Action→Communication→Innovation』は、先輩方が出された貴重なアイデアで、先輩方の思いや考えを活動に反映させていくことの重要性を感じている。最後に、埼玉大学BBS会においても、会員によって活動へのモチベーションや目的の違いがあるということを感じる場面もあるが、各々にとって『何らかの』意味をもたらすことのできるような場を整えていきたいと思っている。そして、会が益々発展して行けたらと思う。」と話している。

□ 意見交換及び質疑応答

- 具体的にどのような手続で少年と関わり、いつまで継続するのか。少年が抱える問題を理解した上で関わっているのか。
- ◎ 保護観察が良好解除されるまでというのが原則である。対象少年のことはそんなには知らず、割とまっさらな状態でスタートしている。
- 今の「ともだち活動」は、まさに友達としての活動をお願いしているもので、上から目線にならないようにしていただいている。BBSには、中学3年生への学習支援や、若干知的障害の疑いがある少年の話し相手、遊び相手をお願いすることがある。保護観察所では、可能な限り担当の観察官が連絡を取り、県内のBBSの代表の方が集まる会で情報交換している。
- 私たちがボランティアをお願いする際は、ボランティア保険に入っていて交通費だけお支払いしている。BBSではあくまでボランティアという形でやっているのか。
- ◎ 会員はボランティア保険に入り、年額1500円の会費を納め、それで運営している。また、保護司会や更生保護婦人会から助成金をいただいている。学生の個人負担ではなく、会費から出すという形で運営している。
- 「ともだち活動」では報告を頂き、実費を弁償する仕組みになっている。
- 川越少年刑務所の訪問あるいは矯正展や、少年刑務所の訪問で、どんな活動をするのか。「ともだち活動」では、個人的な連絡先とかは教えないというようなルール、メールアドレスとかは交換しないということはあるのか。
- ◎ 川越少年刑務所訪問は始まったばかりで、余り受刑者との交流はない。二つ目の質問については、悩んでいるが、やはり線を引いた方がよいだろうと思う。他方、対象少年のプライバシーも尊重し、写真もかなり意識して写りこまないようにし

ている。

イ 本日のテーマ「親の離婚と子供への配慮について」

□ テーマについて趣旨説明

□● 平成25年1月から施行された家事事件手続法では、新たに子供の意思を把握し、子供の意思を考慮する規定が設けられ、子供の福祉が問題となる事件について、これまで以上に子供の立場に配慮した手続運営が求められることになった。家事事件手続法施行後の調停や審判の運営や、子供への配慮のあり方について説明した。

- 当事者向けに作成され、子供の視点や立場を踏まえた紛争解決を図るよう、子の理解を促すことを目的とした最高裁判所作成のDVDドラマ編を視聴。
- 家庭裁判所に来る家事事件には子に影響を及ぼす事件が非常に多い。家庭裁判所における事件の当事者は父と母であり、子供の気持ちを代弁するのが父、母であるが、紛争の渦中であって、なかなか本当の子供の気持ちを捉えることができない状態である。

ただ、事件そのものが子供に影響を及ぼすものであることから、紛争の解決に当たる裁判所としては、子供の意思の把握した上で、事件解決に考慮し、活かしていかなければならない。

今までは、裁判官の裁判、例えば離婚事件で親権者を判断する、子の監護者の指定審判事件で、子の監護者を指定する場合の子の意思の把握方法としては、家庭裁判所調査官による調査を第一としてきた。子供と面接し、言葉だけでなく表情、仕草、関係者の供述、学校における様子から、子供が今どんな状況におかれて、どういう気持ちでいるのか、何を望んでいるのかがまとめられて、裁判官に報告された。ただ、これだけでは十分ではないというのが、今回の改正の趣旨である。

条文にいう「子の意思」とは、子とその置かれた環境において何を感じ、何を望んでいるのか、もっと広い意味で理解し、事件の解決を進めることは、裁判官の裁判である判決や審判だけでなく、調停においても同じである。この条文の規定は258条で、調停手続でそのまま引用されている。実際に子の意思を把握する方法には、子の陳述の聴取、家庭裁判所調査官による調査、その他の適切な方法の三つがある。

調停委員会自体も自分たちのできる限りにおいて、子供が今置かれている状況について、何を思い、何を考えているかについて把握するように努めることが、今回の規定の趣旨である。その上で、このようにして把握した子の意思（子の視点）を実際の調停事件解決に織り込んでいかなければならない。

- イメージし易いように視聴したドラマの設定を前提とする。子供の家庭は両親

が共働きで、核家族、子供は小学校1年生の女の子、両親は仕事や育児を巡って意見が対立し、やがて離婚を考える。家庭内離婚の状態となったが、子供の親権を巡っては、意見が対立している。両親は、子供の前でも、意見を違え、言い争う。そのような中、子供は両親に仲良くなってもらおうと頑張る。自分がもっといい子になればいいと言って、一生懸命頑張る。しかし、子供の意に反して、両親は益々対立を深めていく。

子供は、このような両親の争いのもとでどのような心理状態に置かれていたのか。

まず過剰な適応行動である。子供は、学校の支度や家の片付けなど自分でやろうとしていた。紛争中の両親は、それぞれ自分のことで精一杯になり、子供の身の回りの世話を忘れたり、後回しにしがちである。子供は敏感に感じ取り、「よい子」になって、この緊張する状態に早く慣れようというような心理状態に置かれると言われている。

恐怖と不安。両親が、お互いに敵意や不信感が高まると、少しのことでも衝突をし、争いが表面化する。子供の前でも、両親が言い争う。子供は恐怖で固まる。夜寝ていても、両親の争いごとが聞こえ、両親が離婚したらどうなるのかと不安を高め、自分が悪かったからと思いきむようになっていた。

板挟み。円満への期待と苦心。親権で対立した両親は、それぞれ、子供を取り込もうとする。子供にとっては、どちらも大切な親であることは変わりはない。子供は両親に気を遣って心をすり減らしている。

意欲の低下、情緒不安定、身体症状。両親はいよいよ離婚に傾き、相手の様子を子供を通じて探ろうとする。離婚についてきちんと説明を受けていない子供は、不安と心労で疲れてしまう。学校生活にも意欲をなくし、些細なことで、友達とトラブルになる。朝になると、お腹が痛いと言って、学校への行き渋りが見られる。

無力感、脱力感、喪失感。子供は、両親の温かみを求めながら、一人寂しさに耐えている。しかし、年齢にそぐわない気遣いを続けることは、子供にとっては相当なストレスである。両親の離婚をどうすることもできないという無力感、あるいは脱力感が生じ、両親と一緒にいられなくなるかもしれないという、喪失感を抱くと言われる。

先ほどのドラマの続きを次のように想定する。祖父の助言により夫婦は別居する。母親が子供を連れて、母親の実家に戻る。その後、夫婦や双方の親を交えて話し合い、夫婦関係は破綻している、やり直しは難しいという意見で一致したが、子供の親権については意見が対立をする。そこで、母親から、裁判所に離婚調停が申し立てられた。一方、父親は別居後も子供と会うことができている。しかし、

最近、子供が元気がないとすごく心配している。

- ドラマの続きを次のように想定してみる。第1回の調停では、双方とも離婚には同意するが、調停委員から尋ねても子供の親権については対立していることが明らかになった。調停委員が子の意思について双方両親に尋ねると、父親は、「子供と最近会っても元気がなく心配だ。それは、母親が子供に無理をさせているからだ。」と今の状態を非難する。一方母親は、「子供は最近、父親との面会をいやがっている。」と言う。それはおそらく、父親が子供を動揺させている、何か動揺させるようなことを言っているのではないかと疑っている。子供との面会交流についても消極的な考えを述べていた。子供のことについて、お互いの認識や考えが異なっており、話し合いが進まない。

調停委員会が子の意思の状況について双方から確認したが、この状況では調停の進行を考えなければならない。そこで、裁判官、調停委員、調査官が、進行について評議を行い、実際に調査官が子供に会って子の意思を把握するための調査を行うこととなった。

- ここで「子の意思」とは、父母の離婚や親権をどちらにするかという問題について、言葉によって表明される子供の意見の他に、言葉以外の表情や態度から読み取れる子の気持ちも含むとされている。実際の調査では、様々な子の意思というものが表れている。例えば「僕はもう勉強に専念したい。だから、身の回りの世話をお母さんにやって欲しい。ただ、親権者については、大学進学のことを考えると父親でもいいかな。」と言う高校3年生がいたり、「これからママとこの家に住んで転校しないなら、ここで生活したい。」と言う10歳くらいの子供がいたりする。言葉以外でも、もっと年齢の低い4歳、5歳の子供では、調査官が実際に家庭訪問をして、お子さんの生活の様子を調査をして、お子さんと会って話を聞きながら、調査した全体を捉えて子の意思として把握し、報告する。このように、子の意思については、その子供の年齢や発達の程度に応じて、表明する内容その他の表現方法についてもずいぶん異なるため、子の意思を理解するためには、言葉によるやりとりと共に、それ以外に表現される表情、態度、その背景となる事情についても、調査官から調停委員会が把握をして、理解につなげているという手続を取っている。

まず、調査を行う「場所」。子供は環境の影響を受け易く、特に年齢の低い子供の場合はその傾向が強い。子供が安心できる場所を優先し、家庭訪問や、裁判所の中の子供の面接用の部屋、児童室を利用して面接をする。また、周囲にいる大人の影響を受けないように配慮する。例えば、母親と暮らしている場合には、子供と話す際に母親に席を外していただき話を聞くようにしている。

調査の「進め方」としては、子供にとって調査官は未知の大人であり、事前に

親から説明してもらっても最初は緊張する。子供に安心感を持ってもらうための雰囲気作りとして、一緒に遊んだり、話のし易い話題から始め、その様子なども観察して、理解する際の参考にしている。

最後の「補助用具（ツール）」。調査を始める前に、話のできる子供の場合は、調査の目的や意義を分かり易く説明するが、人形や絵本、箱庭（ミニチュアのセット）を用いて、子供の表現の手助けにすることもある。また、ケースによっては、親子関係や発育の状態を確認するための心理テストも行う。また、子供を理解するために学校や幼稚園、保育園に協力を求めて、普段の様子についても聞き取っている。

次に、実際の調査では、これまでの経過、状況について把握する。そのため、子供の面接の前に父母と個別に会って、子供の普段の様子について話を聞き取るという段取りを組む。次に、子供が安心して話せる場所を選び、雰囲気作りを心掛ける。また、調査について、子供が理解し易いように、できるだけ分かり易い言葉を使ったり、絵本や人形なども用いる。年齢や発達の程度に応じ、遊びを取り入れたり、簡単な言葉に言い直すなど、面接の進め方、言葉の使い方も工夫し、絵本を読んだりもする。子供の表現は様々で、言葉のやりとり以外の表情や態度についても観察をする。箱庭のセットを使用して、調査官が観察をする。これら全体を通じて子の意思を把握しているということになる。

- ドラマの続きを次のように想定してみる。両親の話を聞いた後、調査官は家庭訪問を行うと、子供は、「ママとパパが一緒にいたときは、ケンカしてるとこれからどうなるか心配で夜も寝られなかった。」「でも、ママと一緒におばあちゃんの家になるようになってから、ママが昔のママみたいに優しくなった。笑ってお話ができるようになった。」「お腹が痛くなることもなく、学校に行ってお花の係もできるようになった。」「先生も友達もお世話をしたお花が咲くのをとても楽しみにしているんだ。」と話す。ただ、「ママには、パパのお話はしないようにしている。」「また、ケンカするかも。」と心配する。また、「パパは今どうしているかな。」と考えている。「パパとは会えるけれども、パパがママのこととか、おばあちゃんちのことを聞くから、すごく答えにくいんだ。そういうときは、黙っちゃうし、楽しくないんだ。」という話もあった。子供の願いとしては、「パパとママにはずっと仲良くしてもらいたいんだ。」とのこと。

ここから、調査官は「発育や発達という視点から言って問題はない。紛争になるまでは、両親によってきちんと生活が整えられ、養育されてきた子供である。『お腹が痛い。』『学校に行きたがらない。』ということは、おそらく両親の紛争に巻き込まれて心や体が疲弊した結果で、一過性のものだろうと考えられる。その証拠に、現在は母方のところでの生活が安定し、学校にも通えている。子供

が安心して生活している状況がうかがえた。しかし、両親の対立がまだ印象強く残っているため、不和が表面化することにすごく警戒している。そのため、一方の親の前で他方の親の話をしないなど、子供なりに気を遣っている。」と理解し、「今の安定した生活を基本にして考えることが第一で、また、子供の前で両親の対立が生じないように、双方が留意をし、父親との面会交流も定期的に行うことが望ましい。」という報告書を調停委員会に提出した。当事者も必要があれば、報告書を閲覧し、謄写をして、調停に備えることができる。

- 調停では、調査結果を基に、子供の福祉に配慮をした解決を目指すことになっている。調査官は、調停委員会への結果報告を通じて、2点大事な点を確認する。まず調査した結果明らかになった子の意思について、調停委員会と理解を共有し、その上で実際の調停をどういうふうに進めたらいいか、結果を両親の前で一緒に並べて話をするべきか、個々に話をしたらよいか、父母に対してどの点を強調して伝えるべきか、というような点を相談する。また、次に当事者、両親への結果へのフィードバックも考え、調査結果で明らかになった子の意思を分かり易く伝える。その際は、子供が実際に話した内容のほか、その時々に見せていた表情や態度も伝え、親に子供の様子をイメージしてもらうようにする。このときは、争っている親も調査官の話にしっかりと耳を傾け、子供の様子を思い描いて、感慨深くうなずいたり、中には涙を見せたりする親もいる。結果を踏まえて、親としてどうあるべきか、これから何を考えるべきか検討して貰うように促す。実際に調査した親からは、「ある程度その結果を想像していたけれども、ここまで子供が悩んでいるのに気がつかなかった。」「意外と子供がしっかり話せている。それ自体に驚いた。」「子供は、親が考えている以上に成長しているんだな。安心した。」「子供が辛い思いをしていることが良く分かった。」「この機会を通じて子供の気持ちを聞いて良かった。」と言って、第三者である調査官が調査した意味を積極的に評価してくれる場合もある。

- 離婚問題には、子供のことでなく、養育費や財産分与などの金銭問題もあり、一筋縄でいかないことも多々あるが、子供を巻き込まないルール、解決まで子供を不安にさせない面会の約束など、両親が話し合うことができるようになればと思っている。

ドラマの続きを次のように想定してみる。両親は子供の意見を理解して、解決まで紛争に巻き込まないという約束をし合い、別居中の面会交流、お父さんとの面会交流も約束どおり行なうことができた。夏休みには父親と泊まりがけの旅行も経験でき、「笑顔で帰ってきました。」という母親からの報告も受けた。

この後数回の調停を経て、次のとおり調停が成立する。「1夫婦は、本日調停離婚をする。2長女の親権者は、申立人である母親とし、母親が養育をしていく。



3相手方であるお父さんは、養育費として月4万円を払いなさい。4面会交流は月2回、ただし、長期の休みについては宿泊を伴う面会交流も行いなさい。」こういった内容で、調停はまとまったということになる。

離婚の評価は単純ではない。子供にとって両親がいることは何よりもありがたいが、夫婦不和の状態の中で、子供が生活することは相当なストレス、不安を高める原因にもなる。また、離婚は、親自身の人生にも関わる大事な問題で、お互いが納得した円満の和合であれば、その解決はあっても、子供のためだけに不和な関係をずっと続けるということは、余り現実的ではないのではないか。子供にとっては、夫婦が離婚しても親であることには変わらない。離婚後も、両方の親と安定した関係が途切れずつながっていくことが必要だと考えている。

□ 意見交換及び質疑応答

- 何歳くらいの子供から調査の対象になっているのか。
- 調査の内容にもよるが、子の監護状況調査では、0歳でも子供の養育状況を確認する。ただ、話をして、子供の意思、気持ち、考えを聞くということになれば、言語表現がある程度できる年齢にならないと難しいのではないか。幼稚園児、保育園児でも先生と話をするレベルには到達しており、それに応じて面接はできるのではないかと考えている。ただ、法律の規定上15歳以上は子供の陳述を聴取することになっており、子供の言語の発達に応じて聴取することになる。
- 実際に、その算段をするために子供と信頼関係を築くために何回くらいかかるのか。母親が親権を引き取る場合と、父親が引き取る場合と、どのくらいの比率になるのか。
- スタンドアードでは、まず、父母から情報収集をする。その上で家庭訪問をして、お互い自己紹介なりをして様子を確認し、その上でできたらもう一度会って話を聞く、という作業をする。子供によっては、もう既に夫婦がギリギリの状態ということで、心を痛めていることが多いことから、「話を聞きに来た。」と伝えると、言いたいことを言ってくれる子が多く、あまり緊張して話ができないというケースはむしろ少ないのではないか。ただ、発達の状況に応じては、緊張してしゃべれないというケースもあり、そこは様子を見て繰り返し面接することになる。
- 親権者は母親が多いか、父親が多いかという問題だが、以前は幼い子の場合には母親優先というのが、一つの判断基準であった。ただ今は子供にどれだけ関わってきたのか、主たる監護者はどちらであったのか、現在の父と母の生活状況、子との関わり方、それから監護補助者がどれだけいて、どれだけ協力を得られるか、それから経済問題等を総合的に判断して決めることになる。

子の意思の把握、考慮が、この事件でどのようになされたかということであるが、結局、親権者を定めるために子の意思を把握した訳ではなく、子の今置かれている

状況を父母に分かってもらった上で、この事件では、解決まで紛争に巻き込まないような約束ができたとか、別居中の面会交流の約束ができたとか、子供の置かれている状況をちゃんと捉えて両親に伝えた結果であると思われる。これも、子の意思の把握、考慮であり、ストレートに親権者をどちらかにするために、子の意思を聞くということではなくなったと考えていただければと思う。

- 次回の日程調整
- 閉会宣言

## 5 次回の日程等

- 日 時 平成26年5月30日（金） 午後1時30分から（2時間程度）
- 場 所 さいたま家庭裁判所大会議室（C棟5階）